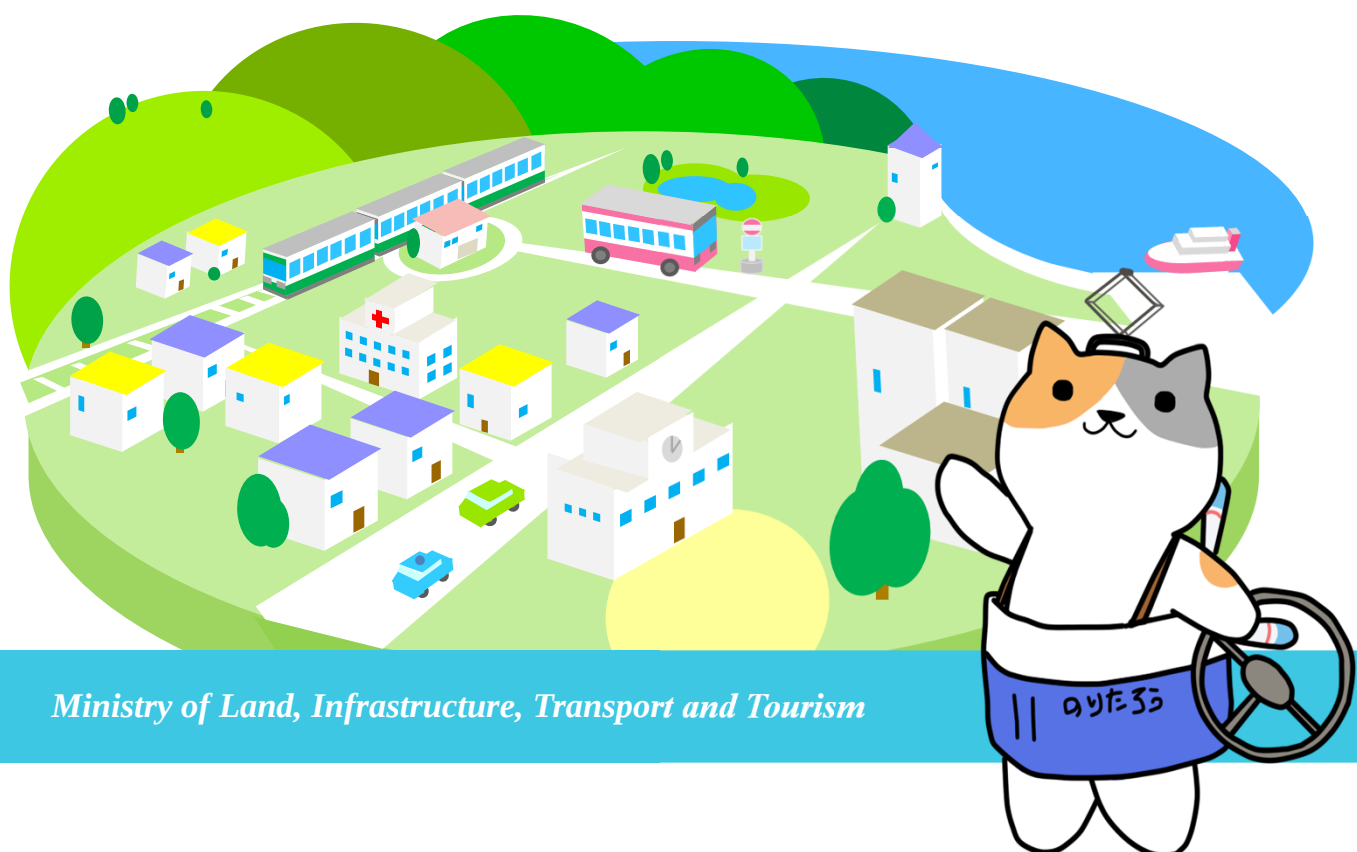


人とまち、未来をつなぐネットワーク

～ 地域公共交通活性化再生法の一部改正 ～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地域公共交通の現状

モータリゼーション

人口減少

少子高齢化

公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下

乗合バスについては、過去5年間で約8,160kmの路線が完全に廃止。
鉄道については、過去5年で約7カ所約105kmの路線が廃止。

運行回数の減少（乗合バス事業）

	1970年	1989年	2009年
路線1kmあたりの 平均運行回数	約16回	約11回	約7.3回

（出典）公益社団法人日本バス協会「日本のバス事業」（平成24年）

公共交通利用者が更に減少（負のスパイラル）

地域公共交通に求められる役割

地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や
高齢者、障害者、妊婦等の
交通手段の確保

コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、
あるいは拠点と居住エリアを結ぶ
交通手段の提供

まちのにぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちのにぎわいの
創出や、「歩いて暮らせるまちづくり」
による健康増進

人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の
移動の利便性や回遊性の向上により、
人の交流を活発化

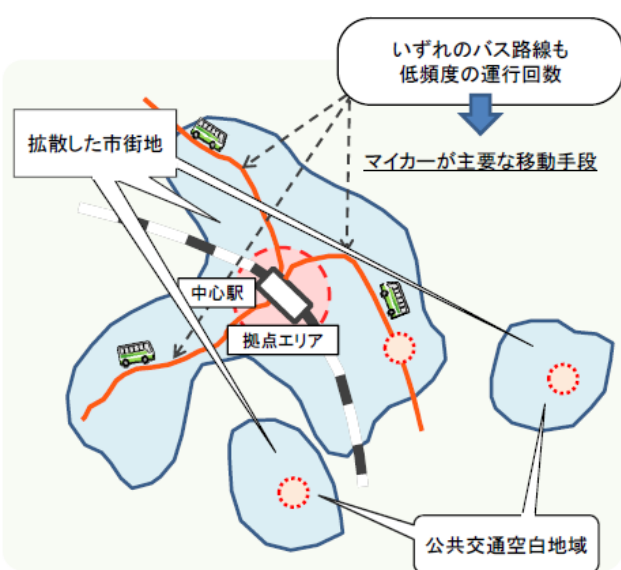
解決の方向性

地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすもの
(地域活性化のために不可欠な地域の装置・社会インフラ)

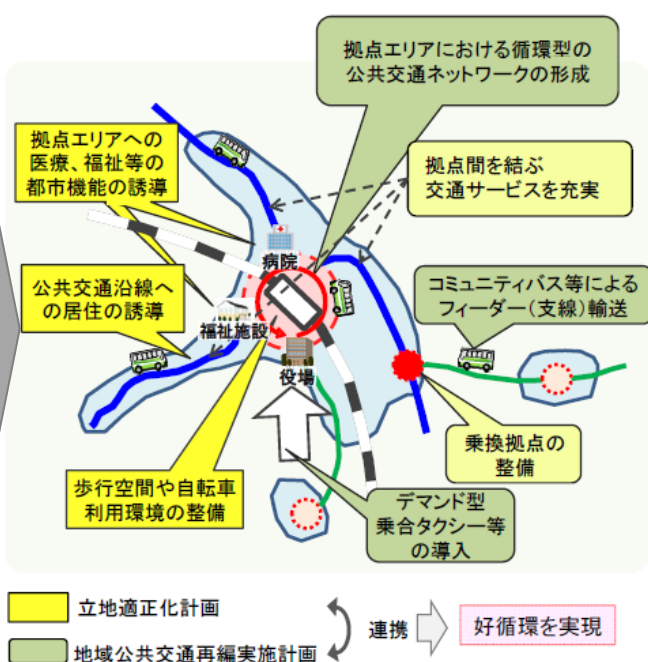
民間事業者を中心とした従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組む必要がある

住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向け、
地域公共交通の再編を進める！

現 状



まちづくりと一体となった公共交通の再編



交通政策基本法の制定

- 交通政策基本法は、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるとの基本的な認識の下で、交通に関する施策を推進していかねばならない等の基本理念を規定しています。
- また、国が講ずべき施策として、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等、まちづくりの観点からの交通施策の促進、関係者相互間の連携と協働の促進等を規定しています。

交通政策基本法（平成25年法律第92号）（抜粋）

（日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等）

第十六条 国は、国民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人又は物の移動を円滑に行うことができるようにするため、離島に係る交通事情その他地域における自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

（まちづくりの観点からの施策の促進）

第二十五条 国は、地方公共団体による交通に関する施策が、まちづくりの観点から、土地利用その他の事項に関する総合的な計画を踏まえ、国、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者との連携及び協力の下に推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。この場合においては、当該連携及び協力が、住民その他の者の交通に対する需要その他の事情に配慮されたものとなるように努めるものとする。

（協議の促進等）

第二十七条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

交通政策基本法（平成25年12月4日公布・施行）



基本理念や関係者の責務等を明確化



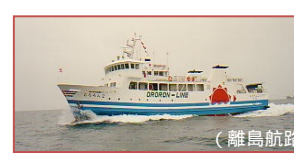
交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- | | |
|------------------|----------------------|
| ➢ 生活交通確保やバリアフリー化 | ➢ まちづくりや観光立国の観点からの施策 |
| ➢ 地域の活力の向上に必要な施策 | ➢ 国際競争力の強化に必要な施策 |
| ➢ 大規模災害時への対応 | ➢ 環境負荷の低減に必要な施策 |
- 等



必要な支援措置(法制上、財政上等)

毎年国会に年次報告(「交通政策白書(仮称)」)



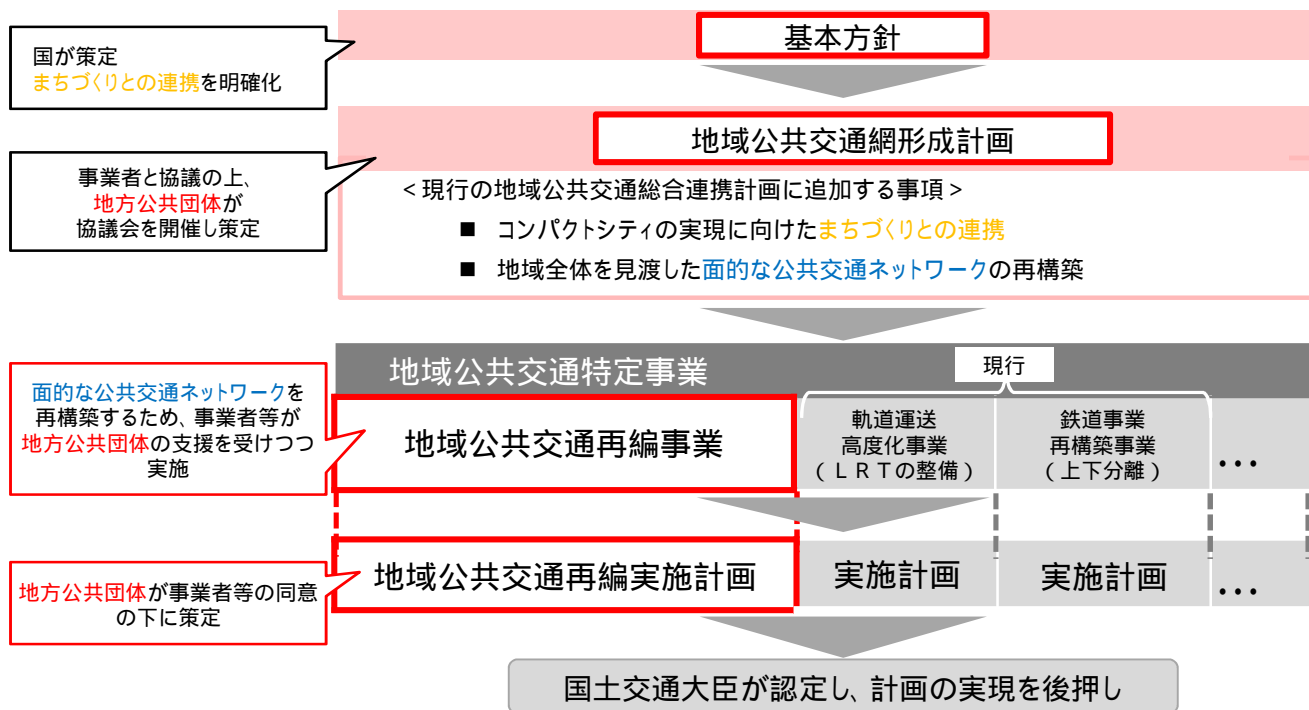
我が国が抱える喫緊の課題に対し、政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進

地域公共交通活性化再生法の改正

改正のポイント

交通政策基本法の基本理念に則り、

地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築

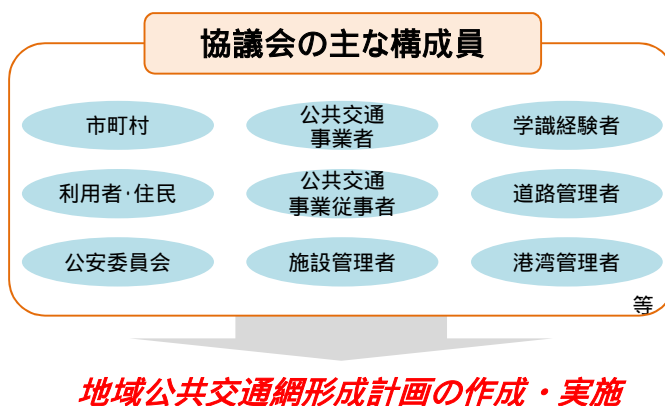


基本方針について

- 記載内容として、事業の評価に関する事項を追加しました。
- 都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めることとしました。
- 交通政策基本計画との調和を図りながら定めることとしました。

協議会について

- 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができます。
- これまで、協議会では計画の作成に関する協議・実施に関する連絡調整を行うのみでしたが、改正により計画の実施についても協議を行うことができることとなりました。これに関連して協議への参加応諾義務が、計画の実施段階においてもかかることになります。



地域公共交通網形成計画について

- 地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。地域の取組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。
- 広域的な交通圏にも対応できるよう、市町村が単独又は共同して作成するほか、都道府県も市町村と共同する形で作成することが可能となりました。

～地域公共交通網形成計画と地域公共交通総合連携計画の違いについて～

- 地域公共交通網形成計画においては、記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとしました。
- また、地域公共交通網形成計画は、改正法の施行にあわせて改正される基本方針に合致している必要があり、基本方針では、
まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
広域性の確保
住民の協力を含む関係者の連携
具体的で可能な限り数値化した目標設定
等について定めることを予定しています。
したがって、既存の地域公共交通総合連携計画が、上記基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま地域公共交通網形成計画として定めることができます。一方で、個別コミュニティバス路線に係る取組みに限定されているもの等、上記基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに地域公共交通網形成計画として定めることが必要となります。
- なお、このような要件を満たせば、都市・地域総合交通戦略と一体として地域公共交通網形成計画を作成することも可能です。
- 地域公共交通網形成計画は、以下の計画等と調和がとれたものである必要があります。
 - ・都市計画
 - ・都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針
(都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を含む。)
 - ・中心市街地活性化法に基づく基本計画
 - ・バリアフリー法に基づく基本構想

<参考> 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）

都市再生特別措置法の一部改正により、市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができることとなります。

地域公共交通再編事業について

- 地域公共交通ネットワークの形成を効果的に実現するためには、個別・局所的な取組みだけではなく、地域全体の公共交通ネットワークを総合的に再編する取組みを進める必要があることから、「地域公共交通再編事業」を創設しました。
- 「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、

特定旅客運送事業¹に係る路線若しくは航路又は営業区域の編成の変更

他の種類の旅客運送事業²への転換

自家用有償旅客運送による代替

異なる公共交通事業者等間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善

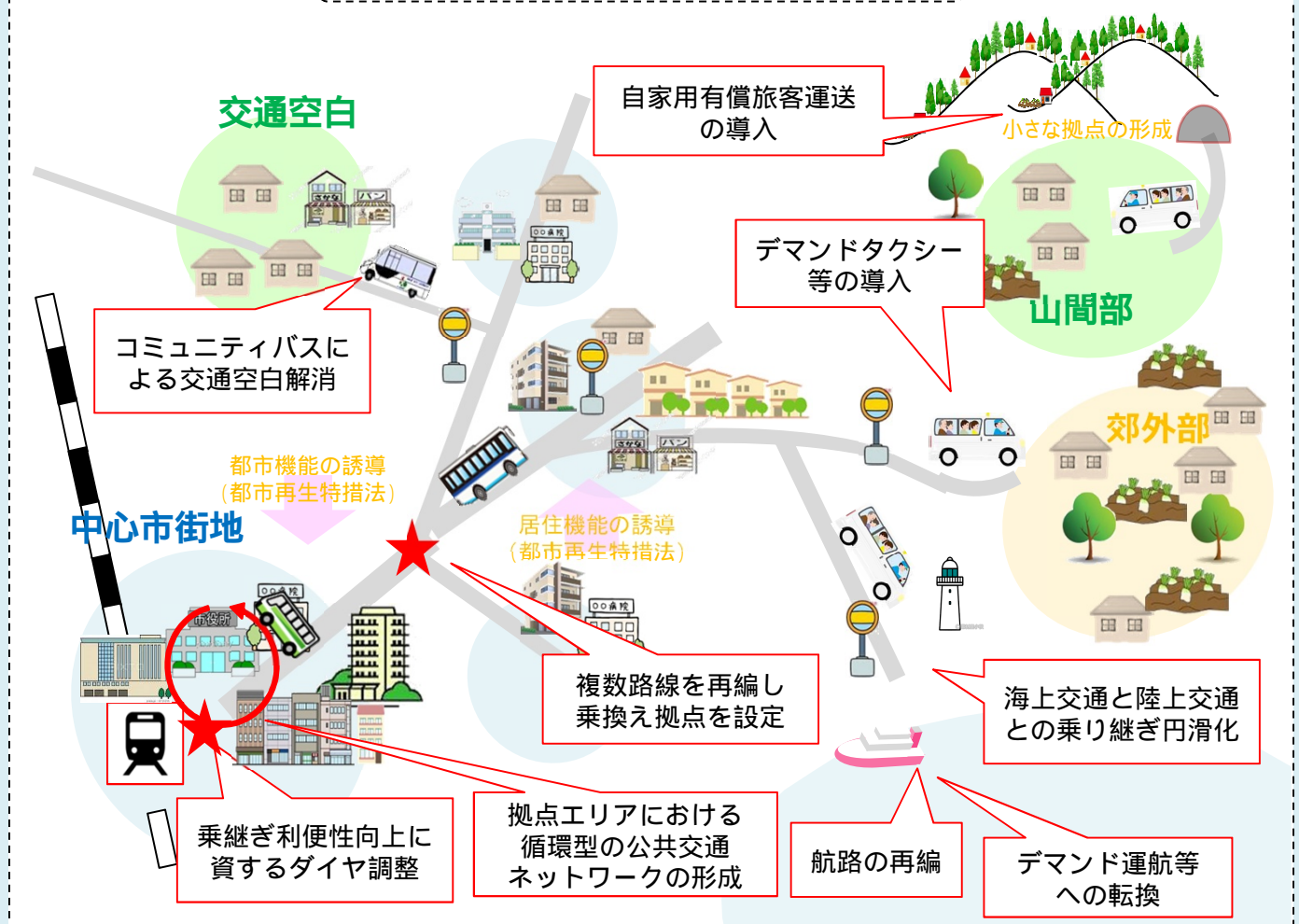
共通乗車船券の発行

等を行う事業と定義されています。

1 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業。

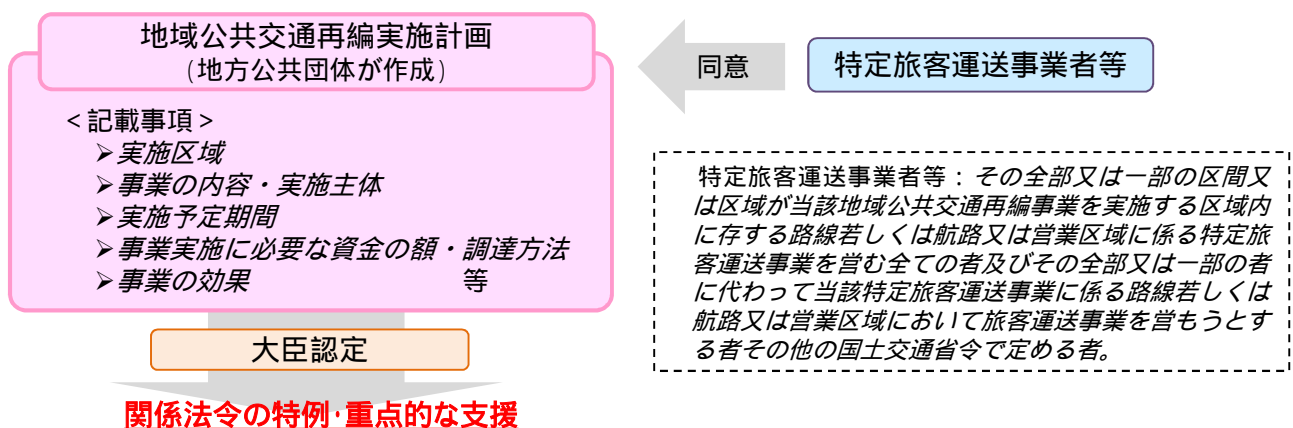
2 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等。

地域公共交通再編事業の活用イメージ



地域公共交通再編実施計画について

- 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画において地域公共交通再編事業の概要を定めた上で、特定旅客運送事業者等^()の同意を得て、当該事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能となります。
- 地域公共交通再編実施計画の認定にあたっては、特定旅客運送事業者等の同意のほか、
基本方針に照らして適切なものであること（５ページ参照）
事業を確実に遂行するため適切なものであること
個別事業法の許可基準に適合すること
が必要です。では、「事業の遂行に適切な計画を有するものであること」について、国は審査を行わないことを予定しており、地域の実情に応じた柔軟なサービス水準の設定が行われることが期待されます。



地域公共交通ネットワークの再構築を推進するための法制上の措置

- 地域公共交通再編実施計画について国土交通大臣の認定を受けることにより、以下のような関係法令の特例措置等を受けることが可能となります。

運賃・料金に係る審査が不要

住民その他の関係者の合意の上で一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金が記載されている場合には、国の審査を受けることが不要となります。

手続きのワンストップ化

地域公共交通再編実施計画と各運送事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。

計画を阻害する行為の防止

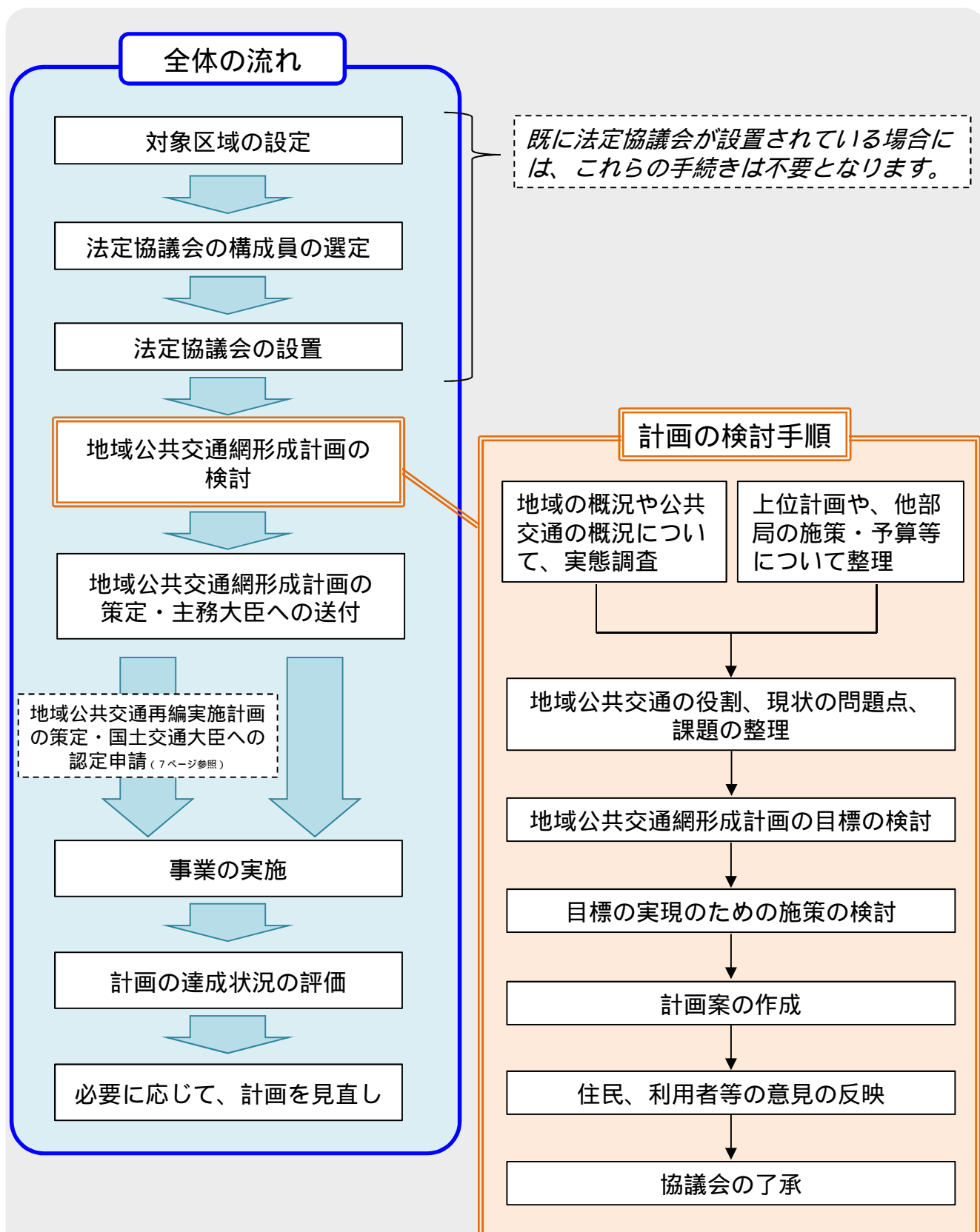
地域公共交通再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限されます。

国土交通大臣による勧告・命令

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。

(参考) 検討の進め方の例

- 本法律を活用する際の検討の進め方の一例



Q 1 地域公共交通活性化再生法の枠組みを活用した場合に、どのようなメリットがありますか。

A 1 地域の取組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。地域公共交通網形成計画に基づいて地域公共交通特定事業（地域公共交通再編事業等）を実施する際には、関係法令の特例措置や、国による財政支援等が受けられるほか、地方債の配慮などを行います。

Q 2 既に地域公共交通総合連携計画を策定しているのですが、法改正によって、計画の位置付けはどのようなのでしょうか。地域公共交通網形成計画へと移行しない場合には、どのようなのでしょうか。

A 2 法律の改正に伴い、地域公共交通総合連携計画は法定計画ではなくなりますが、同計画に基づいて実施している地域公共交通特定事業については、地域公共交通網形成計画を作成することなく事業を継続することができます。

ただし、今後、新たに地域公共交通特定事業（地域公共交通再編事業等）を実施しようとする場合には、新たに、地域公共交通網形成計画を作成することが必要となります。地域公共交通総合連携計画を地域公共交通網形成計画に移行するためには、新たに追加された記載事項（5 ページ参照）を追加するとともに、今後改正される基本方針に即したものとすることが必要です。

Q 3 地域公共交通網形成計画は、必ずコンパクトシティ化の取り組みと一体でなければならないのですか。

A 3 必ずしもその必要はありません。ただし、コンパクトシティ化に取り組まない地域においても、その地域に固有のまちづくりや観光振興、健康、福祉、環境等の地域戦略と効果的に連携して地域公共交通網形成計画を作成することが期待されます。

Q 4 地域公共交通網形成計画の作成にあたって、協議会を新たに設置する必要はありますか。

A 4 地域公共交通総合連携計画を作成するための協議会が既に存在する場合は、同じ協議会で地域公共交通網形成計画の作成について協議することが可能です。また、既に設置されている会議の構成員を追加することにより、本法に基づく法定協議会としての機能を付加することも可能です。例えば、道路運送法に基づく地域公共交通会議が既に組織されている場合には、必要な関係者を追加することにより、法定協議会としての要件を満たすことになります。協議会には、地方公共団体の判断により構成員を追加することが可能であり、地域の実情に応じて必要な関係者を追加することにより、活発な議論が行われることが期待されます。また、協議会を公開し、住民、利用者その他の利害関係者の意見を計画に反映させることも重要です。

法定協議会の必須構成員	地域公共交通会議の必須構成員
地方公共団体	地方公共団体の長
公共交通事業者等	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
関係する道路管理者	地方公共団体が必要と認める者
関係する港湾管理者	
その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	
地方公共団体が必要と認める者（公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者等）	住民又は旅客 地方運輸局長 乗合バスの運転者が組織する団体

- 地域公共交通に係る取組みをサポートするため、地域公共交通確保維持改善事業として、以下のような支援メニューを用意しています。

地域公共交通確保維持改善事業 事業一覧（平成26年度）

			事業メニュー	補助対象事業者	補助内容	補助率
地域公共交通確保維持事業	陸上交通		地域間幹線系統の運行費	乗合バス事業者又は法定協議会（ 1）	補助対象系統の運行費に対して補助	1/2
			地域内フィーダー系統の運行費	乗合バス事業者・自家用有償運送者又は法定協議会（ 1）	補助対象系統の運行費に対して補助	1/2
			車両減価償却	上記補助対象事業者	上記系統の運行に供する新規導入車両の減価償却費に対して補助	1/2
			公有民営方式における車両購入	地方公共団体又は法定協議会（ 1）	上記系統の運行に供する新規導入車両を地方公共団体が保有し、運行事業者に貸付ける場合に、購入費を2ヶ年に分割して補助	1/2
	離島航路	離島航路運営費等補助金	離島航路の運営費	離島航路事業者	補助対象航路の運営費に対して補助	1/2
			離島住民運賃割引補助	上記補助対象事業者	協議会で決定された割引運賃額に対して補助	1/2
		離島航路構造改革補助金	調査検討	上記補助対象事業者	離島航路構造改革事業に係る検討会の開催経費及び航路再編等のための調査事業費に対して補助	定額
			効率化船舶の代替建造	上記補助対象事業者	効率化船舶への代替建造費用に対して補助	1/10
			公設民営化	地方公共団体	地方公共団体が離島航路事業者に代わり船舶の代替建造を行う場合又は就航船舶の買取を行う場合の費用に対して補助	3/10
	離島航空路		離島航空路の運航費	離島航空路線に係る航空運送事業者	補助対象航空路の運航経費に対する補助	1/2
島民運賃割引			上記補助対象航空運送事業者	離島住民に対する運賃割引に伴う費用に対して補助	1/2	
地域公共交通バリア解消促進等事業	バリアフリー	鉄道	鉄道駅の移動円滑化	鉄軌道事業者	鉄軌道駅におけるエレベーター、ホームドア、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3
			自動車	バス・タクシー車両の移動円滑化	乗合バス事業者、タクシー事業者、リース事業者	ノンステップバス、リフト付バス、福祉タクシー（リフト付、スロープ付）の導入・改造に対して補助
		福祉タクシーの共同配車センター整備		タクシー事業者を含む団体等	福祉タクシーの共同配車センターの整備（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）に対して補助	1/3
		バスターミナル等の移動円滑化		乗合バス事業者、ターミナル事業者、タクシー事業者等	バスターミナル、タクシー乗り場におけるエレベーター、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3
		海事	バリアフリー船舶の建造	国内一般旅客定期航路事業者等	高度バリアフリー化船の建造、船舶の改造に対して補助	1/3
			旅客船ターミナルの移動円滑化	国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者	旅客船ターミナルにおけるエレベーター、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3
		航空	航空旅客ターミナルの移動円滑化	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理するもの	航空旅客ターミナル施設のエレベーター、誘導用ブロック、障害者対応型トイレ等の整備に対して補助	1/3
	共通	待合・乗継環境の向上	上記各事業者等	バリア解消に資する待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等に対して補助	1/3	
	利用環境改善促進	鉄道	鉄軌道駅における生活支援機能施設の整備	鉄軌道事業者（その子会社を含む）	鉄軌道駅における子育て支援に係る施設（保育園）、医療施設の整備に対して補助	1/3
			LRTシステムの整備	鉄軌道事業者	低床式車両の導入、停留施設、制振軌道、変電所、車庫、相互直通運転化施設の整備等に対して補助	1/3
			ICカードシステム導入等	鉄軌道事業者	ICカードシステムの導入その他ITシステム等の高度化に対して補助	1/3
		自動車	BRTシステムの整備	乗合バス事業者等	連節車両の導入及びそれと一体的に行う停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器の整備等に対して補助	1/3
			ICカードシステム導入等	乗合バス事業者、タクシー事業者等	バスICカードシステム、バスロケーションシステム、デマンドシステムの導入その他ITシステム等の高度化に対して補助	1/3
		海事	船舶建造	離島航路事業者（離島航路補助の対象事業者を除く）であって、離島住民に対し運賃の割引を行う者	離島航路に就航する船舶の建造費に対して補助	1/10
	鉄道安全		鉄道の安全性向上設備の整備等	鉄道事業者等（JR本州3社、大手民鉄、公営地下鉄等を除く）	安全性向上に資する設備整備等（レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル、車両等）に対して補助	1/3又は1/2（ 3）
	調査等事業	調査事業	計画策定調査	地域の協議会	協議会開催等の事務費、データ収集・分析、アンケートの実施、住民啓発事業、短期間の実証調査のための費用等に対して補助	定額
		再編調査事業	計画策定調査	法定協議会（ 1）	協議会開催等の事務費、地域公共交通の再編に係る検討、事業実施の効果の算出等に要する経費に対して補助	定額
		地域協働推進事業	利用促進策	法定協議会（ 1）	モビリティマネジメント、ワークショップ開催、公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取組みに要する経費	1/2

1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を指す。

2 ノンステップバス及びリフト付きバスについては、1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれかが低い方

3 鉄道事業再構築事業を実施する鉄道の安全輸送設備整備等について、財政力指数が0.46未満の地方公共団体が費用を負担する場合に限る。



国土交通省

地域公共交通の確保・維持に係る全国の先進事例の紹介や最新の情報を発信するための「地域公共交通支援センター」ホームページが開設されています。
<http://koutsu-shien-center.jp/>

公共交通政策全般について、国民の皆様に広く関心を持って頂くため、定期的にメールマガジンによる情報発信を行っています。メールマガジンの登録方法やこれまでに配信したメールマガジンのバックナンバーは下記のホームページでご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html

お問い合わせ先

○国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課
: 03-5253-8275

○北海道運輸局 企画観光部 交通企画課
: 011-290-2721

○近畿運輸局 企画観光部 交通企画課
: 06-6949-6409

○東北運輸局 企画観光部 交通企画課
: 022-791-7507

○中国運輸局 企画観光部 交通企画課
: 082-228-8701

○関東運輸局 企画観光部 交通企画課
: 045-211-7209

○四国運輸局 企画観光部 交通企画課
: 087-835-6356

○北陸信越運輸局 企画観光部 交通企画課
: 025-285-9151

○九州運輸局 企画観光部 交通企画課
: 092-472-2315

○中部運輸局 企画観光部 交通企画課
: 052-952-8006

○沖縄総合事務局 運輸部 企画室
: 098-866-1812

